

2015

# 東アジア学会第 25 回大会

プログラム・報告要旨集

日 時： 2015 年 10 月 17 日（土）

会 場： 九州国際大学地域連携センター

# 東アジア学会第 25 回大会

戦後 70 年

— 東アジアの共生をともに考える —

大会プログラム ・ 報告要旨集

日時：2015 年 10 月 17 日（土）10:00～17:30（受付 9:30～）

場所：九州国際大学地域連携センター

（〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎 3-15-3 コムシティ 2 階）

主催：東アジア学会

共催：アジア共生学会

後援：九州国際大学

午前の部（10:00～13:00）

司会： 木村貴（九州国際大学法学部准教授）

## ■ 自由論題研究報告

◇第一部： 座長： 加峯隆義（公益財団法人九州経済調査協会総務部次長）

・第1報告（10:00～10:40）

「ダイバーシティ・マネジメントと人材育成の理論研究

—国際ビジネスにおける多文化共生—」

報告者： 高松侑矢（西南学院大学大学院経営学研究科博士後期課程）

・第2報告（10:40～11:20）

「国際観光の側面からみた北九州市の現況と問題点」

報告者： 金戊丁（西南学院大学大学院 博士研究員）

・休憩（11:20～11:30）

◇第二部： 座長： 西田顕生（西南学院大学商学部教授）

・第1報告（11:30～12:10）

「韓流における韓国新聞メディアのナルシズム的表象」

報告者： 辛教燦（熊本学園大学大学院国際文化研究科博士後期課程）

・第2報告（12:10～12:50）

「中国の原発産業の現状と課題」

報告者： 中野洋一（九州国際大学副学長/アジア共生学会会長）

昼食（13:00～14:00）

会場内には食堂はありませんので、近隣のレストラン等  
をご利用ください

午後の部（14:00～17:30）

司会： 荒木雪葉（西南学院大学非常勤講師）

■ 開会あいさつ

小川雄平（東アジア学会会長/西南学院大学名誉教授）

◇シンポジウム

「戦後 70 年—東アジアの共生をともに考える—」

座長： 総田芳憲（立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部教授）

・第 1 報告(14:00～14:30)

「植民地主義における知的構造の「ブーメラン現象」 —「在朝日本人」の事例を中心に—」

報告者： 申鎬（九州大学韓国研究センター協力研究員）

・第 2 報告(14:30～15:00)

「アジア・太平洋戦争後の在外財産(資産)補償問題」(仮題)

報告者： 山田良介（九州大学持続可能な社会のための決断科学センター講師）

・休憩（15:00～15:10）

・第 3 報告(15:10～15:40)

「1970、80 年代、日本における公害企業輸出反対運動の展開と日韓関係  
—越境する新しい社会運動の観点から—」

報告者： 鄭有景（九州大学持続可能な社会のための決断科学センター助教）

・第 4 報告(15:40～16:10)

「集団訴訟の伝播に関する政治学的研究： 韓国・台湾ハンセン病補償請求訴訟を  
事例として」

報告者： 土肥勲嗣（久留米大学法学部講師）

・休憩（16:10～16:20）

・討論・質疑応答（16:20～17:30）

コメンテーター：安達義弘（帝京大学文学部教授）

波潟剛（九州大学大学院比較社会文化研究院准教授）

■ 閉会あいさつ

中野洋一（九州国際大学副学長/アジア共生学会会長）

懇親会（18:00～20:00）

会場：黒崎駅近辺を予定

## 《目 次》

### ■ 自由論題研究報告

- 1) 「ダイバーシティ・マネジメントと人材育成の理論研究  
—国際ビジネスにおける多文化共生—」  
報告者：高松侑矢（西南学院大学大学院経営学研究科博士後期課程） （07）
- 2) 「国際観光の側面からみた北九州市の現況と問題点」  
報告者：金戊丁（西南学院大学大学院 博士研究員） （08）
- 3) 「韓流における韓国新聞メディアのナルシシズム的表象」  
報告者：辛教燦（熊本学園大学大学院国際文化研究科博士後期課程） （09）
- 4) 「中国の原発産業の現状と課題」  
報告者：中野洋一（九州国際大学副学長/アジア共生学会会長） （10）

### ◇ シンポジウム 「戦後 70 年—東アジアの共生をともに考える—」

- 5) 「植民地主義における知的構造の「ブーメラン現象」 —「在朝日本人」の事例を中心に—」  
報告者：申鎬（九州大学韓国研究センター協力研究員） （12）
- 6) 「アジア・太平洋戦争後の在外財産(資産)補償問題」（仮題）  
報告者：山田良介（九州大学持続可能な社会のための決断科学センター講師） （13）
- 7) 「1970、80年代、日本における公害企業輸出反対運動の展開と日韓関係  
—越境する新しい社会運動の観点から—」  
報告者：鄭有景（九州大学持続可能な社会のための決断科学センター助教）（14）
- 8) 「集団訴訟の伝播に関する政治学的研究：韓国・台湾ハンセン病補償請求訴訟を事例として」  
報告者：土肥勲嗣（久留米大学法学部講師） （15）

## 【自由論題研究報告】

### 報告要旨

# 1) 「ダイバーシティ・マネジメントと人材育成の理論研究 —国際ビジネスにおける多文化共生—

高松侑矢（西南学院大学大学院経営学研究科博士後期課程）

本発表は、ダイバーシティ・マネジメントと人材育成に関する理論研究を考察することを目的とする。

今日の経営環境では、企業のグローバル化は避けられない課題である。生産・販売拠点の海外展開と本社のグローバル化(=「内なる国際化」)に必要なのは、多様な人材を雇用し、活用することである。これまでの国際経営研究をみると、日本企業の海外戦略は、本社から日本人従業員が派遣され、現地経営を担いことで、海外子会社の管理を効率的に運営することができた。同時に、このような経営手法は、現地人従業員の昇進機会を制限することになり、離職率の増加や、生産性及び現地従業員のモチベーションの低下につながることを指摘する。言い換えれば、日本企業の現地化は欧米企業のそれと比べて遅れていることを意味している。

日本企業の海外戦略が日本人従業員に依存するのは、日本企業の労働力が「日本人」という単一属性を取り扱っていることが要因である。また、日本の人事制度は、「男性」(または「日本人」)という属性のみを対象としてきた。つまり、単一属性の管理・活用が、これまでの日本企業の強みであったといえる。しかし、今日では、市場の多様化や、労働環境及び労働力の多様化が進んでいる。性別においては、あらゆる分野での女性従業員の活躍がみられる。国籍・人種・民族においては、外国人の経営者をはじめ、留学生の日本企業への就業が近年の傾向としてあげられる。したがって、今日の経営環境では、多様な人材を雇用・活用することは避けられない。同時に、彼ら・彼女らを活用することは、企業の競争優位にもつながると考えられる。

今日のビジネス環境において、経営戦略上の観点から、企業は多様な人材を登用し活用しなければならない。このように、ビジネスにおける「多文化共生」を人材育成の観点からのアプローチが求められる。したがって、国際ビジネスにおける多文化共生を実現させる為に、グローバル人材の定義を整理することが重要になる。それを踏まえたうえで、人材育成やダイバーシティ・マネジメント(特にパフォーマンスとの関係性)に関する理論研究を考察するのが本発表の内容である。

## 2) 「国際観光の側面からみた北九州市の現況と問題点」

金戊丁（西南学院大学大学院 博士研究員）

2014年3月30日、北九州市唯一の国際線スターフライヤーの韓国・釜山便が運休となった。2012年7月から北九州空港と釜山を、一日二往復運航してきた路線だが、最近の日韓関係の悪化と東日本震災による放射能汚染問題を受けるなど、搭乗率が伸びず運休となり、北九州市は国際線ゼロの都市となった。これは環境・観光面で国際都市を標榜する北九州市のイメージとしては非常に残念なことである。最近の日韓間の観光は、2013年下半期から阿部政権下での経済政策、いわゆる「アベノミクス」による円安により韓国人観光客の福岡入国が増えている。さらに放射能汚染の問題から外国人観光客の「脱東京」現象と合わせ、福岡市にはますます韓国、中国、そして東南アジアからの観光客が増加する見込みがある。

しかしこのような外部的な状況の中、北九州市の国際観光の現況はどうなっているのか。北九州市は福岡市と異なる観光資源を擁しているが、その資源が概ね日本国内からの観光客に向けたものであるため、海外からの観光客からは魅力のない都市になってしまった。むろん環境・エコ分野では最先端を誇る都市であるが、その分野に関連した国際会議や外国企業からの見学のみにとどまっている。つまり、楽しみを追求する海外からの観光客とは求めるものが合致しない状況である。そもそも、北九州市はこれまで韓国との定期船の運航における運営の面で成功した事がない。それは海を中心とする航路にこだわったことも理由の一つであるが、路線も新しく開拓することより既存の路線を中心として利用してきたため釜山に集中しすぎたことが根本的理由であろう。今回運休となったスターフライヤーも釜山路線に対する期待は大きかったものの、搭乗率は思うように伸びなかった。現代社会では国家間における観光から都市間における観光へとその競争パターンが変化してきている。つまり、都市観光において一度「淘汰」されてしまうと、それを挽回することは非常に難しい。

しかし、上述したように、北九州市にはまだ国際都市として十分に魅力があり、そして大勢の外国人観光客が入国する福岡市とは異なる観光資源を持っている。これをどのようにして外国からの観光客の誘致に伴う地域活性化対策に活かせるのか提言したい。

### 3) 「韓流における韓国新聞メディアのナルシシズム的表象」

辛教燦（熊本学園大学大学院国際文化研究科博士後期課程）

1990年代後半から中国を中心に韓国のドラマと歌謡が拡散した。以後、台湾、ベトナム、香港、タイ、インドネシア、フィリピンなど、東南アジア全域に「韓流」と呼ばれる韓国の文化コンテンツが熱風を起こした。2004年には日本で韓国ドラマ「冬のソナタ」がブームになり、2000年代後半からは「K-POP」が「新韓流」をけん引している。1998年から行われた日韓文化開放政策や2002年に開催した日韓共同サッカー・W杯などの時代背景とともに、アジアでの韓国文化も大きく動き始めたのである。特に、2000年代半ば以後、労働、情報、資本、商品の移動がより自由になった本格的なグローバル時代に入り、文化コンテンツの時間的、空間的制限は崩れてきている。

インターネットの普及も文化の超国的現状に大きく作用した。YouTubeでドラマを見たり、音楽を聴いたりすることができる。そして、SNSを利用してリアルタイムに好きな俳優や歌手の活動をチェックし、友達や世界中のファン仲間と共有する。特に、SNSにスターが直接つぶやきや写真、動画などを載せるので、ファンはより親密感を感じる。インターネットは今の韓流スターの世界的ファンドーム形成に欠かせない媒体である。

このような状況の中、韓流に関する韓国の新聞メディアからは「熱風、人気爆発、征服、涉獵」など多少刺激性的で誇張された表現を難なく接することができる。もちろん、ドラマや映画そしてK-POPを中心とした韓流の人気は、中国と日本をはじめとするアジア諸国やヨーロッパなど全世界に広がったのは否めない。代表的に歌手サイが2012年に発表した「江南スタイル」は、米国ビルボードチャートで7週連続2位という成績を上げ、動画サイトのYouTubeでは22億を超えるヒットを記録した。

これらの点から考えると、韓流俳優やアイドルの新聞記事をはじめ、様々なジャンル、例えば韓国料理、化粧品などに関する記事で「熱風、人気爆発、征服、涉獵」などの表現を接するのは当然の結果とも言える。ただし、これらの表現が誇張され刺激的に使用された場合には、新聞のメディアにより韓流の表象が本質とは異なって変質して受け入れられる素地がある。

韓流現象を伝える新聞メディアのこのような誇張された表現は、一次的には韓流のナルシシズム的表象を作り上げることになり、こうして作られた韓流の表象は、再び「韓流DNA、高級文化、卓越性、文化強国」など韓流のナルシシズム的な解釈を量産する一つの要因とも言える。本稿では、主要キーワードを中心に韓国の新聞メディアの韓流におけるナルシシズム的表象について考察する。

#### 4) 「中国の原発産業の現状と課題」

中野洋一（九州国際大学副学長/アジア共生学会会長）

2014年12月現在、中国で運転中の原発は21基、1705.2万キロワットである。中国は原子力発電量においては世界第5位の韓国の23基、2071万キロワットに次ぐ、世界第6位の「原発大国」である。建設中の中国の原発は28基、3049万キロワットであり、これは世界の建設中原発の約半数にも相当する。建設中の三門原発と海陽原発の原子炉はウェスティング・ハウス社（WH社）の第3世代炉、台山原発の原子炉はフランスのアレバ社の欧州加圧水炉（EPR）の第3世代炉である。現在建設中の原発が運転開始となれば、中国は第3位の日本を追い追い越す。近い将来、中国は世界第2位のフランスと肩を並べる「原発大国」となることはほぼ確実である。また、日本の安倍政権は世界への原発輸出の売り込みを展開しているが、中国も国内の原発新設だけでなく、海外への積極的な原発の売り込みをすでに展開している。たとえば、中国の最初の原発輸出は1993年のパキスタンへのチャシュマ原発の2基（1・2号機）であった。2008年には同原発3・4号機の原発輸出も行った。最近では、イギリスの南西部ヒンクリーポイント原発新設に中国の原発メーカーも参加する。2015年2月に中国はアルゼンチンの原発新設を受注したと発表した。

また、中国は急激な経済成長を支えるために国内のエネルギー開発だけでは大きく不足しており、海外からのエネルギー輸入も拡大し、海外での資源開発にも積極的な動きを展開している。中国のエネルギー消費の約4分の3は石炭を基礎としたエネルギーであるが、それがまた国内の環境悪化、特に大気汚染問題を深刻化させている。そのために、それを打開する「クリーン・エネルギー」の重要な手段として原子力エネルギーを位置づけている。中国のみならず、原発推進を正当化する大きな理由（口実）はその「クリーン・エネルギー」政策でもある。すなわち、原子力エネルギーがもっとも大規模な二酸化炭素を排出しない電力源であるという主張である。

そこで今回の報告では、中国の原発産業を2001年以後の急激な経済成長と関連させながら現状分析すると同時に、原発産業の抱える問題点をも明らかにする。報告は、第一に中国の「原発大国」への道、第二に中国の原発産業の現状、第三に中国の第3世代炉の開発、第四に中国の原発産業の問題点を取り上げる。

## 【シンポジウム】

戦後 70 年

— 東アジアの共生をともに考える —

報告要旨

## 5) 「植民地主義における知的構造の「ブーメラン現象」 —「在朝日本人」の事例を中心に—

申鎬（九州大学韓国研究センター協力研究員）

従来の植民地研究においては、主に、宗主国による被植民地の抑圧・差別に注目してきた。しかし、本発表は「在朝日本人」の事例を通じて、帝国日本の植民地主義の歴史がもたらした宗主国内部の差別について分析を行う。そのために、本発表では、森田芳夫の膨大な資料整理や梶村秀樹の研究から始まる「在朝日本人」研究を、ポストコロニアル研究の文脈から考えてみる。

ポストコロニアル研究は、近代植民地支配における政治権力のみならず、「知」の役割について指摘している。帝国主義日本においても例外ではない。文明と野蛮、先進と後進、進歩と停滞、中心と周辺などの二項対立の知的構造に基づき、植民地朝鮮の異質性を強調しつつ、自らの権威を獲得し、植民地を支配・教化する根拠としていた。

しかし、本発表で示すように、こうして植民地朝鮮の異質性を強調する帝国日本の知的構造のゆえに、植民地朝鮮を生活の拠点としていた「在朝日本人」さえも「内地人」によって異質な存在として認識されてしまうプロセスが存在する。本発表では、これを植民地主義の知的構造の「ブーメラン現象」と呼ぶことにする。また、この現象は日本人内部において差別を伴う亀裂が生じる原因であったことを、本発表では指摘する。

以上のような分析は、被植民地のみを従属的主体として固定してきた既存の植民地研究の視点を再検討し、植民地主義の知的構造は、宗主国の内部においても従属的主体を創りだしていたことを提示することで、これまで看過してきた植民地歴史のもう一つの史実を浮き彫りにし、植民地研究における新たな可能性を模索しようとするものである。

## 6) 「アジア・太平洋戦争後の在外財産(資産)補償問題」(仮題)

山田良介(九州大学持続可能な社会のための決断科学センター講師)

アジア・太平洋戦争の敗戦により生じたいわゆる「引揚者」は約 320 万人と推定され、復員した軍人約 300 万人も含めると、当時の人口の約 1 割の日本国民が「内地」に流入した。近年、東アジアにおける人の移動への注目などから、「引揚」に対する関心がたかまり、引揚(あるいは復員)の過程や引揚の記憶に関する研究が進展してきている。引揚に関する研究の第一人者である加藤聖文によれば、アジア・太平洋戦争の敗戦後、引揚に関する問題は、彼らに対する援護活動から「外地」に残された在外財産(資産)に対する補償問題(およびソ連・中共地区残留者問題)へと移っていった(加藤聖文「海外引揚問題と日本人援護団体」小林英夫・柴田善雅・吉田千之輔編『戦後アジアにおける日本人団体—引揚げから企業進出まで—』ゆまに書房、2008 年)。

敗戦直後から引揚者による日本政府に対する補償要求はおこなわれていたが、占領下においては進展しなかった。1951 年のサンフランシスコ講和条約により日本の独立が回復したのち、引揚者団体による国家補償を求める運動が高揚することとなる。これに対して日本政府は「在外財産問題調査会」や「在外財産問題審議会」を設置し、検討をおこなった。その結果、1957 年 5 月に「引揚者給付金等支給法」制定が制定され、在外財産に対する補償ではなく生活困難な引揚者の生活再建を支援するための政策的措置として給付金が支給されることになった。

さらに、民法上の債権が 10 年の時効で消滅することから、講和条約発効 10 年を目前とした 1962 年、引揚者団体は在外資産の補償の要求を再開した。運動が行われる過程で引揚者団体と自民党との関係が深まっていった。「在カナダ財産補償請求事件」裁判や日韓会談の結果である「日韓基本条約」および「請求権及び経済協力協定」の締結などを経ながら、1967 年に「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律」が制定され、敗戦時の年齢区分に応じて引揚者及びその遺族に対して特別交付金が支給されることになった。

本報告では、以上のような在外財産(資産)補償問題の展開について整理するとともに、今後深めるべき論点を提示する。

## 7) 「1970、80年代、日本における公害企業輸出反対運動の展開と日韓関係 —越境する新しい社会運動の観点から—」

鄭有景（九州大学持続可能な社会のための決断科学センター助教）

本報告では、社会運動が越境していくプロセスに着目し、新しい運動へ変容した1970年、80代の日本の社会運動の事例分析を通して、社会運動という側面から当時の日韓関係の展開を照射する。

1960年代末、ベトナム反戦運動が終わりを告げ、1970年の日本の社会運動は公害、環境、女性、地域など、具体的かつ日常的な 이슈を扱う運動へ転換していった。このテーマに関する近年の先行研究としては、安藤丈将『ニューレフト運動と市民社会』（世界思想社、2013年）がある。安藤は、ヨーロッパの工業社会で出現し、環境破壊などの問題に取り組んでいる新しい社会運動が1970年以降の日本でも台頭し、新しい社会運動の思想や人材が従来のベトナム反戦運動や学生運動から継承されていた側面を指摘している。そして、その例として、1970年代初め、ベ平連の代表である小田実氏を始めとする一部の社会運動関係者の間ではアジアの問題に関心が向けられ、韓国を含めたアジアへの日本企業の公害輸出問題に着目していたことを挙げている。その後、1970年代から80年代にかけて展開された公害輸出を巡る運動も、ベトナム反戦運動との人的な点で連続性があることが確認できる。

公害企業輸出反対運動は、日韓連帯運動の側面からしばしば言及されている。だが、当初は日本の社会運動側からの一方的な連帯姿勢が表明されただけであり、そこには、日本の市民が加害者としての日本のあり方を変え、自己変革を実践するという自己満足的な要素が含まれていたことは否めない。とはいえ、環境破壊の公害問題という国際的な共通の 이슈は、独裁政権の下における韓国の市民社会に影響を与えていたと考えられる。1982年、韓国の民主化運動の活動家らは韓国公害問題研究所を組織し公害問題に関する活動を展開していった。このように、公害問題は民主化運動の 이슈の一つになっていった。そして、日本の公害問題専門家や社会運動家たちと交流・協力を図るようになっていった。このように、1970年代からの日本における新たな社会運動である公害企業輸出反対運動にみられる日本の社会運動の理念と価値は、国境を越えて、韓国の社会運動に影響を与えていたと推論することができる。

## 8) 「集団訴訟の伝播に関する政治学的研究：韓国・台湾ハンセン病補償請求訴訟を事例として」

土肥勲嗣（久留米大学法学部講師）

米国の政治学者シドニー・タローは、集合行為のサイクルの特徴を説明するために diffusion（伝播）という概念を用いている。diffusion（伝播）とは「直接または間接的なチャンネルを通して社会システムのメンバー間にイノベーションが広まる」と定義される（Rebecca Kolins Givan, Kenneth M. Roberts, Sarah A. Soule edited. *The Diffusion of Social Movements: Actors, Mechanisms, and Political Effects*. Cambridge, 2010, 1）。集合行為間の関連について分析したタローは、先導者集団の影響によって、普段は静かで資源も少ない集団に、多様な形で集合行為の伝播、拡張、模倣、反応が発生すると指摘している（Sidney G. Tarrow, *Power in Movement: Social Movements and Contentious Politics*, Revised and Updated 3rd ed. Cambridge, 2011, 205）。

本報告では、diffusion（伝播）という概念を手掛かりに、日本・韓国・台湾におけるハンセン病訴訟の関連を考察する。1907年、法律「癩（らい）予防ニ関スル件」が制定され、日本国内でハンセン病患者の隔離政策が始まった。1916年には朝鮮総督府が官立ハンセン病療養所「小鹿島慈恵医院」、また、1930年には台湾総督府が「らい療養所楽生院」を開院し、植民地統治下の韓国、台湾においてもハンセン病患者を隔離する政策が実施された。2001年、ハンセン病違憲国賠訴訟の熊本地裁判決を契機に、ハンセン病補償法が成立し、国内の元入所者は幅広く救済されたが、韓国と台湾の元入所者らは対象ではないとして、厚生労働省は補償請求を棄却した。韓国・台湾の元入所者らが棄却処分の取り消しを求めて提訴（2004年）した結果、改正ハンセン病補償法が成立（2006年）し、国外療養所の元入所者にも、日本国内入所者と同水準の補償がなされることとなった。

本報告では、日本におけるハンセン病違憲国賠訴訟と韓国・台湾ハンセン病補償請求訴訟の関連を、トランスナショナルな伝播として捉え、そのメカニズムの解明を試みる。本報告の内容は下記の3点である。第1に、集団訴訟の伝播に関する仮説を提示する。第2に、「集団訴訟の伝播」仮説に基づき、日本におけるハンセン病国賠訴訟と韓国・台湾ハンセン病補償請求訴訟との関連を分析する。第3に、以上の作業をとおして、日本、韓国、台湾における共生のひとつのあり方を展望したい。

メモ

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the 'メモ' header. It is intended for handwritten or typed notes.

メモ

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the 'メモ' header. It is intended for handwritten or typed notes.

**東アジア学会第 25 回大会**  
プログラム・報告要旨集

発行日：2015 年 10 月  
発 行：東アジア学会  
印 刷：(株) キャンパスサポート西南  
製 本：SRプリンティングセンター